

スポーツイベント開催補助金のお知らせ

大規模大会の誘致を推進し、もって本市のスポーツの振興と発展を図ることを目的に、本市で開催されるスポーツ競技大会又はスポーツイベントを主催する団体に対して補助金を交付します。

今年度内容を一部改正しておりますので、これまで本補助金を活用された方も内容をご確認ください。

【区分・補助金額】

区分	詳細	補助額
全国規模大会	全国又は国際的な参加規模をもって100人以上の選手で開催されるスポーツ競技大会で、 <u>参加する選手の半数以上が近畿地方(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)及び近隣県(鳥取県、岡山県)以外から参加する大会</u>	1,000,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額
近畿規模大会	近畿エリア以上の参加規模をもって100人以上の選手で開催されるスポーツ競技大会で、 <u>参加する選手の半数以上が兵庫県外から参加する大会</u>	500,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額
トップアスリート教室	プロスポーツ選手又は日本代表等の経験を有するトップアスリート等による、 <u>広く市民を対象とした指導者育成又は青少年の競技力向上に関するスポーツイベント</u>	300,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額

【対象外事業(一部抜粋)】

- ・市の他の助成制度による財政的支援を受ける事業
- ・市および市の関連団体(姫路市スポーツ協会やまちづくり振興機構、姫路市文化国際交流財団、ひめじ観光コンベンションビューロー等)から補助金等の支援を受ける事業
- ・**使用料等の減免を受ける事業**
- ・市外の会場を併用して実施する事業
- ・補助金の交付を受けずに事業が遂行できるとみなされる事業

【補助対象経費】

- (1) 報償費(競技役員及び審判、トップアスリート教室講師の謝金)
- (2) 旅費(競技役員及び審判、トップアスリート教室講師の交通費、宿泊費)
- (3) 需用費(消耗品費、印刷製本費等)
- (4) 役務費(手数料、通信運搬費、保険料、広告料等)
- (5) 委託料(計測・警備・清掃委託費等)
- (6) 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等)

(注意)補助金の透明性の確保のため、主催者及び主催団体関係者(団体役員や構成員等)等による領収書(例:人件費、〇〇作成費等)、事業実施に直接必要のない経費(トロフィー・メダル・参加賞・賞金・手土産等、ただし表彰状は除く)は対象外経費とします。



【ホームページ】

【注意事項】

- ・令和8年度以降に実施する事業は、必ず事業実施の前年度の2月末日までにホームページの連絡フォームから市に報告してください。(事業実施日の30日前もしくは事業着手の2週間前の日のいずれか早い日までに申請書の提出が必要ですので、令和7年度事業も連絡フォームから適宜報告してください。)
- ・各種書類の提出日をお守りいただけない場合、補助金は給付しません。
- ・印刷物等には「姫路市スポーツイベント開催補助金」を受けて実施している旨を記載してください。
- ・市又は市が指定する者が経済波及効果等の調査を実施する際には、調査協力を実施してください。
- ・実績報告にあたり、事前に監査を実施のうえ、支出に係る全ての証憑書類の写しを市に提出してください。

【コンベンション開催補助金(参考)】

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューローでは、近畿大会以上又はこれに準ずる規模のスポーツ大会で、競技の振興および発展を目的とする競技団体またはその下部組織が主催、共催または後援等を行う大会に対して、県外参加者の市内宿泊者数に500円を乗じた額を補助します。(姫路市の補助金との重複はできません。)

【問い合わせ】 姫路市スポーツ振興室 Tel079-221-2796